



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *48 和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)
- *49 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (建築住宅課)
- *50 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (出納室)
- *51 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (")

○ 告示

- 643 指定代理納付者の指定 (税務課)
- 644 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 645 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 646 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 647 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課)
- 648 " (")
- 649 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
- 650 紀の川用水土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)
- 651 吉原土地改良区の役員の就退任 (")
- 652 道路の区域変更 (道路保全課)
- 653 新道路の供用開始等 (")
- 654 道路の区域変更 (")
- 655 新道路の供用開始等 (")
- 656 道路の区域変更 (")
- 657 新道路の供用開始等 (")

○ 公安委員会告示

技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

○ 選挙管理委員会告示

- *37 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正
- 38 政治団体の設立の届出
- 39 政治団体の届出事項の異動の届出
- 40 政治団体の解散の届出
- 41 政治団体の収支報告書の要旨
- 42 資金管理団体の届出事項の異動の届出
- 43 資金管理団体の指定の取消しの届出

44 政治団体の収支報告書の要旨

45 政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体

○ 海区漁業調整委員会指示

- 2 イサキのまき網漁業

○ 訓令

*40 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)

○ 公告

- 職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課)
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

規 則

和歌山県規則第48号

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則
和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則(平成11年和歌山県規則第109号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項並びに第4条中「第115条の10」を「第115条の11」に改める。
第5条中「第75条」を「第75条第1項」に、「第82条」を「第82条第1項」に、「第99条」を「第99条第1項」に、「第115条の5並びに法第105条において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第8条の2第2項及び第9条第1項」を「第115条の5第1項」に改め、「廃止、休止又は」を削り、同条に次の1項を加える。

2 法第75条第2項、法第82条第2項、法第99条第2項及び法第115条の5第2項並びに法第105条において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第9条第2項の規定による事業の廃止又は休止に係る届出については、別記第5号様式により行うものとする。

第11条第1項中「第115条の7第3項」を「第115条の8第3項」に改める。

第12条第1項中「、法第78条」、「法第85条」及び「、法第93条」を削り、「、法第115条、法第115条の7第4項及び法第115条の9」を「及び法第115条の8第4項」に改め、同項第4号中「、命令、指定の取消し又は効力の停止及び事業の廃止」を「及び命令」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

別記第5号様式中「次のとおり事業の廃止（休止・再開）

をしましたので届け出ます。」を「次のとおり事業の
 止（休止）をするので
 開をしましたので
 届け出ます。」に改め、同様式

備考を次のように改める。

備考

- 1 事業を廃止（休止）する場合にあってはその廃止（休止）の日の1月前までに、事業を再開する場合にあってはその再開の日から10日以内に届け出る必要があります。
- 2 事業の再開に係る届出にあっては、施行規則に定める

当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第49号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

単 身 者	1 高齢者（60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者）	3 戦傷病者	4 原子爆弾被爆者	
	2 障害者（身体・精神・知的）	6 5年以内の海外引揚者		
	5 生活保護被保護者	8 配偶者からの暴力に係る被害者		
	7 ハンセン病療養所入所者等			
	世 帯	9 高齢者世帯（申込者本人が60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であって、かつ、同居者れもが60歳以上若しくは昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者であるこ	11 身体障害者世帯（1級から4級）	
		10 母子・父子世帯	13 精神障害者世帯（1級・2級）	
		12 身体障害者世帯（5級から6級）	15 知的障害者世帯（A1・A2・B1）	
		14 精神障害者世帯（3級）	17 生活保護世帯	
16 知的障害者世帯（B2）		19 原子爆弾被爆者世帯		
18 戦傷病者世帯		21 ハンセン病療養所入所者等世帯		
20 5年以内の海外引揚者		23 配偶者からの暴力に係る被害者世帯		
22 多子世帯（18歳未満の児童を3人以上扶養）		25 犯罪被害者等世帯		
24 小学校就学前の子どものいる世帯				
26 その他（一般世帯など）				

のいずと。

を

単 身 者	1 高齢者（60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者）	3 精神障害者（1級から3級）	
	2 身体障害者（1級から4級）	5 戦傷病者	
	4 知的障害者（A1からB2）	7 生活保護被保護者	
	6 原子爆弾被爆者	9 5年以内の海外引揚者	
	8 中国残留邦人等に係る支援給付受給者	11 配偶者からの暴力に係る被害者	
	10 ハンセン病療養所入所者等		
	世 帯	51 高齢者世帯（申込者本人が60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であって、かつ、同居れもが60歳以上若しくは昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者であるこ	53 身体障害者世帯（1級から4級）
		52 母子・父子世帯	55 精神障害者世帯（1級・2級）
		54 身体障害者世帯（5級から6級）	57 知的障害者世帯（A1・A2・B1）
		56 精神障害者世帯（3級）	59 生活保護世帯
58 知的障害者世帯（B2）		61 原子爆弾被爆者世帯	
60 戦傷病者世帯		63 ハンセン病療養所入所者等世帯	
62 5年以内の海外引揚者		65 配偶者からの暴力に係る被害者世帯	
64 多子世帯（18歳未満の児童を3人以上扶養）		67 犯罪被害者等世帯	
66 小学校就学前の子どものいる世帯			
68 その他（一般世帯など）			

者のいづ
こと。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第50号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

（5）第29条の3の規定により納付される自動車税の徴収金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第51号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の次に次の1条を加える。

（クレジットカード納付による自動車税の収納）

第9条の3 総括店は、和歌山県財務規則第29条の3の規定により指定代理納付者から代理納付される自動車税について、納入義務者が指定代理納付者に納付させることによる収納事務に関し別に知事が定めるところにより処理し

なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第643号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定代理納付者の名称及びその主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

自動車税（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払いシステム及びその決済基盤を利用して代理納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード

VISA

MasterCard

和歌山県告示第644号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成21年4月21日指定した。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード 番 号	発行所名
コミック	デラバラmini ウーマン 劇場5月増刊号	11816-5	竹書房
コミック	恋愛熱情ラブパッション 5月号	09657-05	一水社
コミック	Sweet プチ 5月号	15487-05	笠倉出版社
コミック	ポシェット 5月号	18103-5	小学館
月刊誌	ブレイクマックス 5月号	18011-05	コアマガジン
月刊誌	決定版! XX 5月号	13319-5	ミリオン出版
雑 誌	BLACK BOX vol.30	17843-5	マイウェイ出版
月刊誌	月刊エンタメ 5月号	02053-05	徳間書店
月刊誌	裏モノ JAPAN 5月号	01805-5	鉄人社

月刊誌	劇画マッドマックス 5月号	03369-05	コアマガジン
月刊誌	ブブカ 5月号	17885-05	コアマガジン
月刊誌	特冊新鮮組DX 5月号	06681-5	竹書房
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル vol.13	02092-5	ぶんか社
雑誌	ZENKAIエンタメ! vol.1.5	14004-05	ベストセラーズ
雑誌	お宝ガールズ 5月号	02257-05	コアマガジン
月刊誌	実話時報 5月号	05167-5	竹書房
月刊誌	実話ドキュメント 5月号	05267-5	竹書房
雑誌	芸能アイドル裏JAPAN vol.1.17	62872-32	ブレインハウス
雑誌	激撮!ブラッド vol.1	04878-5	ミリオン出版
月刊誌	実話マッドマックス 5月号	15279-05	コアマガジン

月刊誌	ジェイスパーク 5月号	86257-05	トライマックス
-----	-------------	----------	---------

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第645号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社はるす	橋本市岸上563-1	はるす・訪問入浴サービス	日高郡日高川町川原河264	訪問入浴介護	平成21.1.1
海南市	海南市日方1525-6	海南市通所介護事業所(海南市立南風園)	海南市木津233番地の40	通所介護	平成21.3.31
海南市	海南市日方1525-6	海南市短期入所生活介護事業所(海南市立南風園)	海南市木津233番地の40	短期入所生活介護	平成21.3.31
海南市	海南市日方1525-6	海南市居宅介護支援事業所(海南市立南風園)	海南市木津233番地の40	居宅介護支援	平成21.3.31

和歌山県告示第646号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人海南市社会福祉事業団	海南市木津233番地の40	海南市居宅介護支援事業所	海南市木津233番地の40	居宅介護支援	平成21.4.1
社会福祉法人海南市社会福祉事業団	海南市木津233番地の40	海南市通所介護事業所	海南市木津233番地の40	通所介護・介護予防通所介護	平成21.4.1
社会福祉法人海南市社会福祉事業団	海南市木津233番地の40	海南市短期入所生活介護事業所	海南市木津233番地の40	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成21.4.1

社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会	西牟婁郡すさみ町周参見4133	社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会	西牟婁郡すさみ町周参見4133	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.4.1
社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会	西牟婁郡すさみ町周参見4133	社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会	西牟婁郡すさみ町周参見4133	通所介護・介護予防通所介護	平成21.4.1

和歌山県告示第647号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更に
ついて、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の

規定に基づき公示する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山市毛見1437の218	医療機関の名称	和歌山県子ども・障害者相談センター	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	平成21.4.1

和歌山県告示第648号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更に
ついて、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の

規定に基づき公示する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
有限会社出嶋薬局 たきない店	田辺市たきない町20番8号	医療機関の所在地	田辺市たきない町2980番58	田辺市たきない町20番8号	平成21.3.27

和歌山県告示第649号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により
公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、
「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の
氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称
(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周
辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意
見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商
工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように
提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定に
より公告し、縦覧に供する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ホームセンターコーナン田辺2号店
田辺市下万呂字落合754-1 他12筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては代表者の氏名

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名
称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年12月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,730㎡

6 駐車場の収容台数

179台

7 駐輪場の収容台数

30台

- 8 荷さばき施設の面積
45㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
18㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前7時から午後9時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成21年3月31日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課
（和歌山市小松原通一丁目1番地）
田辺市産業部商工振興課（田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成21年5月1日から平成21年9月1日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 就任した役員
職名 氏 名 住 所
理事 辻本敬治 橋本市隅田町垂井78番地
理事 東進 橋本市妻二丁目4番8号
理事 家始伸行 伊都郡かつらぎ町大字大藪538番地
理事 東岡寿久 紀の川市平野587番地4
- 2 退任した役員
職名 氏 名 住 所
理事 山本裕昭 橋本市隅田町垂井408番地の2
理事 井上健 橋本市妻二丁目3番19号
理事 小島晃司 伊都郡かつらぎ町大字大藪324番地
理事 中谷義弘 紀の川市平野985番地

和歌山県告示第651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定

により、吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 就任した役員
職名 氏 名 住 所
理事 中井雅昭 有田郡有田川町大字吉原867番地
理事 加納和秋 有田郡有田川町大字吉原669番地
理事 向井清 有田郡有田川町大字吉原987番地2
理事 佐々木進 有田郡有田川町大字吉原293番地1
理事 池尻一也 有田郡有田川町大字吉原1275番地
理事 谷口守哉 有田郡有田川町大字吉原1151番地
理事 佐々木敏明 有田郡有田川町大字吉原446番地
理事 細野保 有田郡有田川町大字吉原1187番地
理事 森幡勤 有田郡有田川町大字吉原819番地1
監事 高垣五郎 有田郡有田川町大字吉原927番地4
監事 新田保幸 有田郡有田川町大字吉原1608番地
- 2 退任した役員
職名 氏 名 住 所
理事 花折博文 有田郡有田川町大字吉原1148番地
理事 吉松良樹 有田郡有田川町大字吉原338番地
理事 射場啓作 有田郡有田川町大字吉原1304番地
理事 加納秀夫 有田郡有田川町大字吉原670番地
理事 高垣かすみ 有田郡有田川町大字吉原704番地
理事 武田喜代和 有田郡有田川町大字吉原775番地
理事 林宗清 有田郡有田川町大字吉原857番地
理事 細平康夫 有田郡有田川町大字吉原1218番地
理事 藪田一美 有田郡有田川町大字吉原919番地
監事 林定善 有田郡有田川町大字吉原102番地
監事 細敷男 有田郡有田川町大字吉原1253番地

和歌山県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町 大字相瀬字足谷29 0番2地内	旧	14.00 } 21.40	51.00	

和歌山県知事 仁坂吉伸

同上	新	14.00 } 27.60	51.00	
----	---	---------------------	-------	--

和歌山県告示第653号

平成21年和歌山県告示第652号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年5月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町清水211番地先から同町清水205番1地先まで	旧	8.60 } 40.70	384.30	
同上	新	11.00 } 44.20	384.30	

和歌山県告示第655号

平成21年和歌山県告示第654号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年5月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年5月1日

- 1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成21年6月17日（水）から同年6月	和歌山市西1番地 交通センター内

和歌山県告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 野上清水線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字遠井字内浦128番1地内	旧	3.80 } 6.60	106.20	
同上	新	5.50 } 9.30	104.70	

和歌山県告示第657号

平成21年和歌山県告示第656号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年5月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第25号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成21年5月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

教習指導員審査 (大型) 教習指導員審査 (中型) 教習指導員審査 (普通) 教習指導員審査 (大特) 教習指導員審査 (普自二) 教習指導員審査 (牽引) 教習指導員審査 (大型二種) 教習指導員審査 (中型二種) 教習指導員審査 (普通二種)	教習に関する技能及び知識	19日 (金) までの3日間	和歌山県警察本部 交通部運転免許課
---	--------------	----------------	----------------------

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成21年5月12日 (火) から同年5月19日 (火) までの毎日 (ただし、土曜日及び日曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

- ア 運転免許証
- イ 審査申請書 (申請場所で所定の用紙を交付する。)
- ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- エ 写真 (申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの) 1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

15,650円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) で定める額

イ 技能検定員審査手数料

24,700円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課 (電話 073-473-0110 内線363)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第37号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号 (個人演説会等の公営施設の指定) の一部を次のように改正する。

平成21年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

表中 「田辺市伏菟野209の1」 伏菟野生活改善センター を削り、「田辺市上芳養3165番地」を「田辺市上芳養3165番地」に、「田辺市上芳養農村環境改善センター」に、「田辺市上芳養農村環境改善センター」に、「田辺市上芳養町4215の57」南松原教育集会所を「田辺市上芳養松原二丁目3番12号」田辺市南松原教育集会所に、「田辺市上秋津2046」上秋津農村環境改善センター を「田辺市上秋津2083番地の1」田辺市上秋津農村環境改善センター に、

田辺市長野2880の11
 田辺市芳養町1725の28
 田辺市末広町15番33号
 田辺市天神崎17番24号
 田辺市龍神村安井1048の6
 田辺市龍神村殿原399
 田辺市龍神村宮代212
 田辺市龍神村龍神27
 田辺市龍神村小家714の1
 田辺市龍神村東1013の3
 田辺市龍神村柳瀬1122
 田辺市龍神村柳瀬529
 田辺市龍神村甲斐ノ川311
 田辺市龍神村広井原33の3
 田辺市龍神村湯ノ又329
 田辺市龍神村小又川422の6
 田辺市龍神村丹生ノ川280の1
 田辺市龍神村三ツ又167の1
 田辺市龍神村西68
 田辺市龍神村福井2027
 田辺市龍神村宮代1213の1
 田辺市龍神村安井253の1
 田辺市龍神村廣井原72
 田辺市龍神村龍神519
 田辺市龍神村甲斐ノ川894
 田辺市龍神村福井1017の2
 田辺市中辺路町近露206の1
 田辺市中辺路町栗栖川402の1
 田辺市中辺路町大川540の11
 田辺市中辺路町温川450の1
 田辺市中辺路町栗栖川100の3
 田辺市中辺路町高原909
 田辺市中辺路町北郡829
 田辺市中辺路町近露2137の1
 田辺市中辺路町野中993
 田辺市中辺路町近露1189の1
 田辺市中辺路町川合1444の1
 田辺市中辺路町近露1146
 田辺市中辺路町小松原149
 田辺市中辺路町水上69の1
 田辺市合川680の4
 田辺市鮎川2565
 田辺市下川下640
 田辺市本宮町本宮67
 田辺市本宮町請川297の4
 田辺市本宮町皆地413

西原ふれあい館 柳
 芳養児童センター
 末広児童館
 天神児童館
 龍神市民センター
 殿原地区老人憩の家
 宮代地区老人憩の家
 龍神会館
 小家会館
 東地区集会所
 上柳瀬多目的集會施設
 下柳瀬地区集会所
 甲斐ノ川地域防災センター
 広井原農林漁家婦人活動促進施設
 湯ノ又地区集会所
 龍神高齢者生きがい研修館
 丹生ノ川振興館
 三ツ又へき地集会所
 西へき地集会所
 上福井へき地集会所
 下宮代へき地集会所
 知枹へき地集会所
 上広井原集会所
 大熊へき地集会所
 丸田集会所
 白寿荘
 近野地区老人憩の家
 中辺路町コミュニティセンター
 大川集会所
 温川多目的研修集會施設
 下芝多目的集会所
 高原多目的集会所
 北郡集落センター
 柿平集会所
 裏地集会所
 木の下集会所
 川合集会所
 近露道中集会所
 小松原集会所
 澤・水上集会所
 三川生活改善センター
 大塔総合文化会館
 富里生活改善センター
 本宮町山村開発センター
 請川山振センター
 旧皆地小学校へき地集会所

田辺市長野2880番地の11
 田辺市芳養町1725番地の28
 田辺市末広町15番33号
 田辺市天神崎17番24号
 田辺市城山台12番11号
 田辺市龍神村安井1048番地の6
 田辺市龍神村殿原399番地
 田辺市龍神村宮代212番地
 田辺市龍神村龍神27番地
 田辺市龍神村小家714番地の1
 田辺市龍神村東1013番地の3
 田辺市龍神村柳瀬1122番地
 田辺市龍神村柳瀬529番地
 田辺市龍神村甲斐ノ川311番地
 田辺市龍神村廣井原33番地の3
 田辺市龍神村湯ノ又329番地
 田辺市龍神村小又川422番地の6
 田辺市龍神村丹生ノ川280番地
 田辺市龍神村三ツ又167番地の1
 田辺市龍神村西68番地
 田辺市龍神村福井2027番地の3
 田辺市龍神村宮代1213番地の1
 田辺市龍神村安井253番地の1
 田辺市龍神村廣井原72番地
 田辺市龍神村龍神519番地
 田辺市龍神村甲斐ノ川894番地
 田辺市龍神村福井1017番地の2
 田辺市中辺路町近露206番地の5
 田辺市中辺路町栗栖川402番地
 田辺市中辺路町大川540番地の1
 田辺市中辺路町温川450番地の1
 田辺市中辺路町栗栖川100番地
 田辺市中辺路町高原909番地
 田辺市中辺路町北郡829番地
 田辺市中辺路町近露2137番地の1
 田辺市中辺路町野中993番地
 田辺市中辺路町近露1189番地の1
 田辺市中辺路町川合1444番地の1
 田辺市中辺路町近露1146番地
 田辺市中辺路町小松原149番地
 田辺市中辺路町水上69番地の1
 田辺市合川439番地の4
 田辺市鮎川2567番地の1
 田辺市下川下640番地の1
 田辺市本宮町請川297番地の4
 田辺市本宮町皆地413
 田辺市本宮町本宮545番地
 田辺市本宮町下湯川479番地

を

の1

- 田辺市西原ふれあい館 椰
- 田辺市立芳養児童センター
- 田辺市立末広児童館
- 田辺市立天神児童館
- 田辺市城山台集会所
- 田辺市龍神市民センター
- 田辺市殿原地区老人憩の家
- 田辺市宮代地区老人憩の家
- 田辺市龍神会館
- 田辺市小家会館
- 田辺市東地区集会所
- 田辺市上柳瀬多目的集会施設
- 田辺市下柳瀬地区集会所
- 田辺市甲斐ノ川地域防災センター
- 田辺市廣井原農林漁家婦人活動促進施設
- 田辺市湯ノ又地区集会所
- 田辺市龍神高齢者生きがい研修館
- 田辺市丹生ノ川振興館
- 田辺市三ツ又へき地集会所
- 田辺市西へき地集会所
- 田辺市上福井へき地集会所
- 田辺市下宮代へき地集会所
- 田辺市知枳へき地集会所
- 田辺市上廣井原集会所
- 田辺市大熊へき地集会所
- 田辺市丸田集会所
- 田辺市白寿荘
- 田辺市近野老人憩いの家
- 田辺市中辺路コミュニティセンター
- 田辺市大川集会所
- 田辺市温川多目的研修集会施設
- 田辺市下芝多目的集会所
- 田辺市高原多目的集会所
- 田辺市北郡集落センター
- 田辺市柿平集会所
- 田辺市裏地集会所
- 田辺市木の下集会所
- 田辺市川合集会所
- 田辺市近露道中集会所
- 田辺市小松原集会所
- 田辺市澤・水上集会所
- 田辺市三川生活改善センター
- 田辺市大塔総合文化会館
- 田辺市富里生活改善センター
- 田辺市請川山振センター
- 旧皆地小学校へき地集会所
- 旧本宮小学校へき地集会所
- 旧四村川小学校(新校舎)

に改める。

の1

11

の3

1

1

1

規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山本紳次後援会	沖見泰一	山本仁美	田辺市文里1-4-12	平成 21.3.19
川崎五一後援会	松本幸三	松本千鶴子	田辺市中辺路町栗栖川54-5	平成 21.3.23
森哲男後援会	後藤朝一	森敦孝	田辺市新庄町3435-18	平成 21.3.23
世耕弘成那智勝浦後援会	森川起安	丸山一郎	東牟婁郡那智勝浦町築地7-8-2	平成 21.4.6
矢本おさむ後援会	矢本伊	矢本伊	海南市阪井214	平成 21.4.7

和歌山県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部	会計責任者	鍋割征宏	谷良洋	平成 20.12.15	政党の支部	
	主たる事務所の所在地	東牟婁郡那智勝浦町天満7-68-6	東牟婁郡那智勝浦町浦神1-219	平成 20.12.15	政党の支部	
岡本庄三後援会	代表者	依岡正憲	岡本茂	平成 21.3.13	政治団体	
	会計責任者	岡本英之	依岡正憲	平成 21.3.13	政治団体	
	主たる事務所の所在地	日高郡印南町山口1439	日高郡印南町山口580	平成 21.3.13	政治団体	
和歌山県日本共産党後援会	代表者	津野實	二越収	平成 21.3.19	政治団体	
世耕弘成後援会有田郡連絡協議会	会計責任者	上田栄一	椎木康司	平成 21.3.23	政治団体	
上野あきひろ後援会	代表者	上野絹枝	上野スマノ	平成 21.3.27	政治団体	
青山会	代表者	上野絹枝	上野スマノ	平成 21.3.27	政治団体	
山田好雄後援会	会計責任者	中瀬清規	中城清孝	平成 21.3.30	政治団体	

紀南青年政治研究会 (南政会)	代表者	増田平八郎	山路博之	平成 21.3.30	政治団体	
松下泰子後援会	代表者	布袋純子	福本順子	平成 21.3.30	政治団体	
	会計責任者	河原美和子	濱名ますみ	平成 21.3.30	政治団体	
とき健二後援会	主たる事務所の 所在地	岩出市根来509	岩出市根来914-1	平成 21.3.31	政治団体	
自由民主党和歌山県 日高郡第一支部	主たる事務所の 所在地	日高郡みなべ町南道352	日高郡みなべ町谷口352-5	平成 21.3.31	政党の支部	
むかい孝行後援会	会計責任者	向井慎太郎	向井務	平成 21.3.31	政治団体	
くすもと文郎後援会	代表者	楠本弘子	酒本数三郎	平成 21.3.31	政治団体	
安達克典後援会	代表者	小川公平	庄司昊	平成 21.4.1	政治団体	
	会計責任者	古久保太郎	五味大安	平成 21.4.1	政治団体	
宮本憲治後援会	会計責任者	宮本澄美	西畑泰子	平成 21.4.7	政治団体	
棒引昭治後援会	代表者	松本匡史	得津幸一	平成 21.4.9	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
清新グループ	小山清	平成 21.2.23	平成 21.2.23
山本しんじ後援会	名越隆行	平成 20.12.31	平成 21.3.19
政治結社大行社和歌山 支部	廣田元秀	平成 21.2.28	平成 21.3.19
自由民主党和歌山県傷 痍軍人連合支部	山本繁一	平成 21.3.18	平成 21.3.23
森哲男後援会	小山奨	平成 20.12.31	平成 21.3.23

和歌山県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20

条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成21年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	山本しんじ後援会	森哲男後援会	
報告年月日	平成21年3月19日	平成21年3月23日	
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	9,126	0	
ア 前年繰越額	9,126	0	
イ 本年収入額	0	0	
2 支出総額	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)	

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政 治 団 体 名		山本しんじ後援会	森哲男後援会
報 告 年 月 日		平成21年3月19日	平成21年3月23日
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る 公職の種類			
1 収 入 総 額		9,126	0
ア 前 年 繰 越 額		9,126	0
イ 本 年 収 入 額		0	0
2 支 出 総 額		0	0
3 収 入 の 内 訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄 附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個 人 分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政 治 団 体 分 (イの寄附のうちあっせん によるもの)		
	(イ) 政 党 匿 名 寄 附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借 入 金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入		
	カ そ の 他 の 収 入		
	4 支 出 の 内 訳	ア 経 常 経 費 (ア) 人 件 費 (イ) 光 熱 水 費 (ウ) 備 品 ・ 消 耗 品 費 (エ) 事 務 所 費	
イ 政 治 活 動 費 (ア) 組 織 活 動 費 (イ) 選 挙 関 係 費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費			
5 資 産 等 の 状 況 (* 印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)			

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名		山本しんじ後援会	森哲男後援会
報告年月日		平成21年3月19日	平成21年3月23日
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額		9,126	0
ア 前年繰越額		9,126	0
イ 本年収入額		0	0
2 支出総額		0	0
3 収 入 の 内 訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせん によるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支 出 の 内 訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費			
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)			

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	自由民主党和歌山 県傷痍軍人連合支 部	清新グループ	政治結社大行社和 歌山支部	山本しんじ後援会	森哲男後援会
報告年月日	平成21年1月9日	平成21年2月23日	平成21年3月19日	平成21年3月19日	平成21年3月23日
資金管理団体の届出をした者の氏名					
資金管理団体の届出に係る 公職の種類					
1 収入総額	460,498	0	537,732	9,126	0
ア 前年繰越額	348,868	0	37,732	9,126	0
イ 本年収入額	111,630	0	500,000	0	0
2 支出総額	316,916	0	490,867	0	0
ア 個人の党費・会費 (人)	111,150 80		500,000 2		
3 収入の内訳					
イ 寄付 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせん によるもの (イ) 政党匿名寄附					
ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入					
エ 借入金					
オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入					
カ その他の収入	480				
4 支出の内訳					
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費					
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	316,916 4,396 24,520 288,000		490,867 490,867		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)					

収入の内訳 (平成 20 年分)

自由民主党和歌山県傷痍軍人連合支部

1 その他の収入

1 件 10 万円未満のもの

480円

政治団体の収支報告書(平成21年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	清新グループ	政治結社大行社 和歌山支部	自由民主党和歌 山県傷痍軍人連 合支部	
報告年月日	平成21年2月23日	平成21年3月19日	平成21年3月23日	
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る 公職の種類				
国会議員関係政治団体の区分				
公職の候補者の氏名				
公職の候補者に係る公職の種類				
1 収入総額	0	146,865	143,631	
ア 前年繰越額	0	46,865	143,582	
イ 本年収入額	0	100,000	49	
2 支出総額	0	96,420	143,631	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		100,000 2	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせん によるもの			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入			
	カ その他の収入		49	
	4 支出の内訳			
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			105,848 97,572 3,796 4,480
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		96,420 96,420	37,783 2,093 18,140 17,550
5 資産等の状況 (* 印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)				

収入の内訳（平成21年分）

自由民主党和歌山県傷痍軍人連合支部

1 その他の収入

1件10万円未満のもの 49円

和歌山県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公

表する。

平成21年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
町田亘	和歌山県議会議員	町田亘後援会	会計責任者	上羽寛	町田敏郎	平成 21.3.30
浜田真輔	和歌山県議会議員	浜田真輔後援会	会計責任者	木村卓世	稲垣幸申	平成 21.3.30

和歌山県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表

する。

平成21年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
小山清	岩出市議会議員	清新グループ	岩出市西安上170-2	小山清	平成 21.2.23

和歌山県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成19年分）を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成21年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	世耕弘成後援会 有田郡連絡協議会	真砂みよ子後援会
報告年月日	平成21年3月23日	平成21年3月27日
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	0
ア 前年繰越額	0	0
イ 本年収入額	0	0
2 支出総額	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

和歌山県選挙管理委員会告示第45号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成21年4月1日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出する

ことができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成21年5月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

団体名	事務所住所	代表者氏名	会計責任者
自由民主党下津町支部	海南市下津町下津444-2	若林康弘	武田誠之
東みのる後援会	和歌山市和歌浦中1丁目5-6	東稔	東洋一郎
維新政党・新風和歌山県本部	和歌山市太田157	関佳哉	門恵一
伸和会	和歌山市弘西774番地の13	森田昌伸	木村正直
関佳哉後援会	和歌山市太田157番地	門恵一	西弘三
日本同和解放全国連合会日本同和解放和歌山地区連絡協議会	和歌山市太田430-4 スカイヴィラ太田203号	朝原和彦	岡部正基
森田昌伸後援会	和歌山市府中1011-66	粟林茂子	木村晶三
松下博後援会	海草郡紀美野町小畑28-3	神谷清	久喜茂
宮端啓允後援会	海南市下津町塩津849	角田栄男	脇所澄
森本ひろき後援会	海南市下津町引尾2581	大畑精副	野際督純
木戸昌明後援会	紀の川市上野53-6	木戸泰宏	中田昭弘
佐田穎一後援会	紀の川市名手市場80	吉田喜代司	平井洋子
世耕弘成後援会桃山支部	紀の川市桃山町元156-1	山下忠男	千田弘
中村たかゆき後援会	岩出市清水344	中村熙	福岡恵美子
岡本昌次後援会	橋本市高野口町名古屋403-1	稲本茂隆	中谷安代
おくの恒太郎後援会	伊都郡九度山町九度山1137-7	高木宏和	曾和雅之
木村良樹後援会高野町支部	伊都郡高野町高野山605	森寛勝	木瀬治治
小西あきのり後援会	橋本市三石台三丁目18番地の5	鶴谷博	小野毅
市民の声を生かし住みよい橋本市をつくる会	橋本市東家6-9-25	九鬼堅	金森睦郎
石原かずま後援会	有田郡広川町大字井関407番地	石原久男	石原員馬
上山ふじと後援会	有田郡湯浅町湯浅2586-6	畑上兼男	戎元嗣
亀本重幸後援会	有田市宮崎町2353番地	中井信行	田伏昭三
木村也寸志後援会	有田市宮原町新町515-1	内田喜信	嶋田和人
世耕弘成湯浅町後援会	有田郡湯浅町湯浅1290	総田章喜	中美二
高橋啓之後援会	有田郡広川町広1052番地の12	桧垣勇	石尾芙蓉
殿井貞男後援会	有田郡有田川町小川419	堀畑裕規	上田量章
中美二後援会	有田郡湯浅町湯浅519	栗山善吉	垣内一二
森谷信哉後援会	有田郡有田川町井谷72	大西國昭	森谷信哉
山田まり後援会	有田郡湯浅町別所210-4	井原靖雄	児島成一
由良祥治後援会	有田郡湯浅町湯浅2926-1	由良文子	由良文子
横矢政明後援会	有田郡湯浅町大字湯浅1529番地	小谷一夫	九鬼俊司
稲垣英司後援会	西牟婁郡上富田町朝来145-5	稲垣英司	稲垣恵子
上松よしひろ後援会	東牟婁郡那智勝浦町天満253	桃井吉之	汐崎裕
梅野光児後援会	東牟婁郡串本町古座86番地	芝崎正明	浅利泰史

さとう春陽後援会	新宮市大橋通2-1-3	木戸地伸	清水努
しんぐう21	新宮市緑ヶ丘3丁目3番30号	玉置勝	清水努
せこう弘成後援会那智勝浦支部	東牟婁郡那智勝浦町築地5-2-5	山縣邦一	山口晃弘
引地稔治後援会	東牟婁郡那智勝浦町市屋717-3	引地脩	岡畑一美
松本みつお後援会	新宮市新宮551-13	和田美文	船谷武弘
溝口清行後援会	新宮市熊野川町赤木1671-1	溝口誠	溝口順
山口晃弘後援会	東牟婁郡那智勝浦町朝日3丁目109番地	和泉挺司	山口寛子

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、まき網漁業の操業について次のとおり指示する。

平成21年5月1日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

1 指示する内容

次の区域及び期間内は、まき網漁業を操業してはならない。

(1) 区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

印南沖

(世界測地系)

- ア 北緯33° 45' 965 東経135° 08' 897
- イ 北緯33° 45' 124 東経135° 08' 182
- ウ 北緯33° 44' 173 東経135° 09' 757
- エ 北緯33° 45' 069 東経135° 10' 532

椿沖

(世界測地系)

- ア 北緯33° 36' 451 東経135° 20' 349
- イ 北緯33° 34' 800 東経135° 20' 294
- ウ 北緯33° 34' 799 東経135° 22' 283
- エ 北緯33° 36' 417 東経135° 22' 268

日置沖

(世界測地系)

- ア 北緯33° 34' 905 東経135° 22' 859
- イ 北緯33° 34' 375 東経135° 22' 548
- ウ 北緯33° 33' 595 東経135° 24' 719
- エ 北緯33° 34' 195 東経135° 24' 915

すさみ沖

(世界測地系)

- ア 北緯33° 32' 316 東経135° 28' 621
- イ 北緯33° 31' 692 東経135° 28' 595
- ウ 北緯33° 31' 729 東経135° 29' 260

エ 北緯33° 32' 290 東経135° 29' 243

(2) 期間

毎年5月1日から6月30日まで(2か月間)

2 指示する期間

平成21年5月1日から平成24年4月30日まで(3年間)

訓 令

和歌山県訓令第40号

庁中一般

各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令
和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改める。

別記第3号様式第44条第1項第8号を次のように改める。

(8) 乙（共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この項において同じ。）が、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）における（資格認定）に基づく認定を同基準の（参加資格）の（5）の資格を欠くことにより取り消されたとき又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）第6条に基づく資格認定を同基準第2条第5号の資格を欠くことにより取り消されたとき。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

3 この訓令の施行の際現に存する様式の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

公 告

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験実施職種

(1) 実技試験及び学科試験（指導方法及び関連学科）を

施する職種

自動車整備科

(2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種（実技試験及び関連学科が免除される者を対象とする。）

別表1に掲げる自動車整備科を除く全職種

2 試験科目

試験は、実技試験及び学科試験によって行い、その試験科目は、次のとおりである。

免 許 職 種	実技試験の科目	学 科 試 験 の 科 目
自動車整備科	自動車整備	1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 自動車工学（自動車、内燃機関、シャシ、電気及び電子装置、車体、燃料及び潤滑油） イ 材料（自動車用材料） ウ 安全衛生（安全管理及び衛生管理） エ 関係法規（道路運送車両法） (2) 専攻学科 自動車整備法（整備法、検査法、整備及び検査機器）
上記以外の免許職種		指導方法

3 受験資格及び免除の範囲

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定に該当する者は、試験の免除が受けられる。

※1受験資格及び免除の範囲（一部）

受 験 資 格 (主なもの)		実務経験年数	実 技	免 除 の 範 囲		
				学 科		指 導 方 法
				関 連 学 科	専 攻	
				系基礎	専 攻	
学 校 教 育	●大学卒業	1年以上		免除	免除	
	●短期大学卒業	2年以上				
	●高等専門学校卒業	2年以上		免除	免除	
	●高等学校又は中等教育学校（後期課程）卒業	3年以上				
	高等学校以上又は中等教育学校（後期課程）卒業	5年以上				
職 業 訓 練	長期課程の指導員訓練修了	1年以上				
	●専門課程の高度職業訓練修了	1年以上		免除	免除	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				
	●専修課程の普通職業訓練修了	3年以上				
	●短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了	3年以上				
	●応用課程の高度職業訓練修了	—		免除	免除	
厚 生 指 定 する 学 大 学 卒 業	●専門課程（2年）の専修学校卒業	3年以上				
	●専門課程（3年）の専修学校卒業	2年以上				
	●高等課程若しくは一般課程（2年）の専修学校又は各種学校（2年）卒業	4年以上				

臣校が	●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校又は各種学校(3年)卒業	3年以上				
免許職種に関し	実務経験のみの者	8年以上				
	1級又は単一等級の技能検定に合格した者(「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。)	—	免除	免除	免除	
	2級の技能検定に合格した者	—	免除			
職業訓練指導員免許を受けた者		—				免除
免許職種と同一系の他の職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又はその学科試験に合格した者		—		免除		免除
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において	実技試験の合格者	—	免除			
	系基礎学科の合格者	—		免除		
	専攻学科の合格者	—			免除	
職業訓練指導員試験において	指導方法の合格者	—				免除
	系基礎学科の合格者	—		免除		
他の法令により試験の免除を受けることができる者		※3参照				

(注) ●印は免許職種に関する学科を履修していること。

免除は当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。

※2自動車整備科に関する受験資格及び免除の範囲

受 験 資 格	実務経験年数	免 除 の 範 囲			
		実 技	学 科		指 導 方 法
			関 連 学 科	専 攻	
系基礎	専 攻				
自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)による1級四輪自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	—	免除	免除	免除	

※3他の法令に基づく資格により試験の免除を受けることができる者の受験資格及び免除の範囲(一部)

免 許 職 種	受 験 資 格 (主なもの)	免 除 の 範 囲			
		実 技	学 科		指 導 方 法
			関 連 学 科	専 攻	
系基礎	専 攻				
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)による特別ボイラー溶接士免許を有する者	免除	免除	免除	
電子科	電波法(昭和25年法律第131号)による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	免除	免除	免除	
航空機整備科	航空法(昭和27年法律第231号)による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	免除	免除	免除	
測量科	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	免除	免除	免除	
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	免除	免除	免除	
臨床検査科	医師法(昭和23年法律第201号)による医師国家試験、歯科医師法(昭和23年法律第202号)による歯科医師国家試験又は獣医師法(昭和24年法律第186号)による獣医師国家試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除	

事務科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	免除	免除	免除	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除	免除	免除	

上記以外の特殊な場合についての受験資格は、「職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格」を定める告示（昭和45年労働省告示第17号）の規定による。

(3) 3の(1)に該当する者であっても、次のいずれかに該

当する者は受験できない。

ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験日時及び場所

区 分		免許職種	試験日時	試験場所
学科試験	指導方法	全職種	平成21年10月18日(日) 午前9時から	和歌山県立和歌山産業技術専門学院 和歌山市小倉90番地 電話番号 073-477-1253
	関連学科	自動車整備科	平成21年10月18日(日) 午前10時10分から	
実技試験		自動車整備科	平成21年10月18日(日) 午後1時から	

5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書 1通

イ 履歴書 1通

ウ 住民票 1通又は住民票コード

エ 受験資格を証する書面（卒業証明書、実務経験証明書等）

オ 試験の免除を受けようとする者は免除資格等に該当することを証する書面の写し

カ 写真（申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cm大のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上受験申請書にはり付けること。）

(2) 受験手数料

学科試験	実技試験	合計
3,100円	15,800円	18,900円

手数料の納付は、和歌山県収入証紙を受験申請書にはり付けるものとする。ただし、学科試験の全部又は実技試験の免除を受ける場合は、その該当する試験の手数料は不要である。

※ 受験申請書受付後は、手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期限

平成21年9月1日（火）から平成21年9月11日（金）まで（郵送の場合は、平成21年9月11日までの消印のあるものは有効）

(4) 書類の提出先

和歌山市小松原通一丁目1番地（郵便番号 640-8585）

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成21年11月13日（金）に合格者氏名を和歌山県報に登載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して可否を通知する。電話での問い合わせには応じない。

7 その他

(1) 受験申請書用紙は、労働政策課、各振興局企画産業課、各和歌山県立産業技術専門学院、和歌山県職業能力開発協会に交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封して申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2800）に問い合わせること。

別表1 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

建築物衛生管理科	洋服科	配管科
園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鑄造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科

熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レーザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発変電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	麵科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	福祉工学科

高野都市計画景観地区の決定

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

高野町から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称